

三重県公報 火、金曜日発行 (当日が休日のと きはその翌日) 明治二十五年 三月二十六日 第三種郵便物認可

三重県公報

号

外

昭和二十五年 六月 六日

月 曜 日

目 次

条 例

一 警察署の名称、位置および管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

一

条 例

◎三重県条例第二十二号

警察署の名称、位置および管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年六月六日

三重県知事 田 中 覚

警察署の名称、位置および管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置および管轄区域を定める条例 (昭和二十九年三重県条例第五十一号) の一部を次のように改正する。

別表 三重県津警察署の項位置欄中

「津市大門町一、〇四二の一」を
「津市大門町一、〇四二の二」に改

「津市丸之内本丸二、〇八四の五五」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

購読料 一月二二〇円 六ヶ月一、二五〇円 一年二、五〇〇円